

法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 最高裁判所裁判官の国民審査
- (2) 政令

II 次の事例を読んで、後の設問に答えなさい。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律によれば、視覚障害者以外の者を対象とするあん摩マッサージ指圧師養成施設の設置には、厚生労働大臣の認定を受けなければならないとされている。

学校法人 A は全国的に専門学校を展開しており、運営する医療専門学校において、視覚障害者以外の者を対象としたあん摩マッサージ指圧師養成コースを設置する計画を立て、厚生労働大臣に対してその認定の申請をした。厚生労働大臣は、同法の「あん摩マッサージ指圧師の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設において教育し、又は養成している生徒の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合その他の事情を勘案して、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについて」認定をしないことができるとする規定に基づき、上記認定をしない旨の処分をした。

設問：必要に応じて対立する見解にも触れつつ、この事例に含まれる憲法上の問題を論じなさい。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に答えなさい。

A市の住民Bは、A市図書館において1日で最大約90冊の書庫内図書の閲覧を請求したのをはじめ、4ヶ月間に合計約1700冊もの書庫内図書の閲覧請求を行い、また、開架図書を館内で閲覧する場合にもわざわざカウンターで貸出 процедуруとり、それが1日で合計100冊以上になることもあった。そこで、A市教育委員会は、Bのこれらの行為がA市図書館条例5条2号に該当するとして、Bに対し、A市図書館の利用を今後一切禁止する措置（以下「本件措置」という。）をとることを検討することになった。A市教育委員会が同条に基づく措置をとるのはこれが最初であることから、同委員会事務局の職員であるCは、本件措置の行政法上の問題点について相談するため、A市の顧問弁護士であるDの事務所を訪れた。なお、A市は、1995年からA市行政手続条例を施行しており、同条例は行政手続法2章から5章までと同じ内容の規定を設けている。

設問：Dは、Cに対し、A市教育委員会が本件措置をとるに当たって注意すべき点として、どのようなアドバイスをすべきか、述べなさい。

【資料】

A市図書館条例（抄）

（利用制限）

第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、図書館の利用を制限することができる。

(2) 管理上支障があるとき。